

消セ 第1430号  
令和4年11月14日

各高等学校 校長 様

大阪府消費生活センター所長

若者向け啓発リーフレット「あま〜い誘いにご用心！」  
の配付について（送付）

日ごろから、消費者行政の推進について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、消費者教育・消費者啓発の教材として、インターネットによる配信のほか各種啓発リーフレットを配付しており、高校生向け消費者教育教材に係る近畿府県共同事業として標記リーフレットを別添のとおり作成し、2年生を対象に府内全高等学校等へ送付させていただいております。

内容は、インターネット通販やワンクリック請求など、若者に多いトラブル事例やクーリング・オフ制度などについて、イラストによりわかりやすく紹介するものです。

つきましては、本リーフレットを貴校において御活用いただきますようお願い申し上げます。配布にあたっては、裏面の資料もご参考にしていただければ幸いです。

なお、同封のアンケートに御回答いただきますよう、あわせてお願いいたします。

担 当: 大阪府消費生活センター 上原 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階 電 話 : 06-6612-7500 F A X : 06-6612-0090
-----------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏面もご覧ください。)

10分で解説!!

「あま〜い誘いにご用心！」リーフレットについて



(教員)

皆さんは、インターネット通販でほしいものを購入したり、SNSを利用したりしますか？



(生徒)

「よく利用する。」「使わない！」

#### 【身近なトラブルについて】

実は、私たちの身近には契約に関する様々なトラブルがあります。  
例えば、『今だけ〇〇円割引!』と書いてあるお得な商品をインターネット通販で購入したところ、商品が届かない、  
「SNSを通じて知り合った人から、『簡単にもうかるよ』とマルチ商法に勧誘され借金をしてしまった」などです。  
「安く購入できる」や「簡単にもうかる」等のあま〜い誘いには注意しましょう！



(教員)

#### 【クーリング・オフについて】

一度申し込みや契約を締結した場合でも、一定の期間内であれば、契約の解除ができる制度を「クーリング・オフ」と言います。  
クーリング・オフができる取引は、法律で定められています。  
クーリング・オフができる取引かわからない場合や、クーリング・オフの方法がわからない場合でも、あきらめずに近くの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

#### 【成年年齢の引き下げについて】

皆さんは、18歳で成人となります。  
様々な契約が一人のできるようになる一方で、責任も生じます。  
契約時に気をつけるポイントやトラブル対処法について、しっかり確認しておきましょう。

こちらの内容も  
お伝えください。

#### 【相談窓口について】

消費生活の中でトラブルに遭ったときや、困ったなと思ったときは、一人で悩まずに  
**消費者ホットライン 188 (いやや!) 番**又は、**住んでいる市町村の消費生活相談窓口**  
(リーフレット 4 ページ目に連絡先を記載) に相談しましょう！！

※専門の資格を持った相談員等が、みなさんからの相談内容を聴き取って助言を行います。  
(相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。)